

総 行 地 第 6 2 号
2 7 農 振 第 1 8 8 号
国 国 地 第 1 0 号
平成27年 6 月 5 日

各都道府県知事 殿

総務省大臣官房地域力創造審議官
農 林 水 産 省 農 村 振 興 局 長
国 土 交 通 省 国 土 政 策 局 長

山村振興基本方針及び山村振興計画の作成及び実施について

平成27年 4 月 1 日に山村振興法の一部を改正する法律及びその関係政省令が施行され、期限の延長、基本理念の新設、産業振興施策促進事項の追加等の計画事項の充実等が図られたほか、介護給付等対象サービス等の確保、教育環境の整備及び再生可能エネルギーの推進についての配慮規定が新たに追加されたところである。

今後の山村振興に当たっては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、山村の有する多面にわたる機能のもたらす恵沢を国民が将来にわたって享受することができるよう、山村における定住の促進に向けて、平成27年度以降おおむね10年間を目途として積極的な振興施策を展開していくことが必要である。

このような観点から、山村振興を図るための施策を適切かつ円滑に推進するため、都道府県が定める山村振興基本方針（山村振興法（以下「法」という。）第 7 条の 2 第 1 項に規定する山村振興基本方針をいう。以下「基本方針」という。）及び市町村が定める山村振興計画（法第 8 条第 1 項に規定する山村振興計画をいう。）の作成及び実施について、留意事項を定めたので、御了知の上、都道府県知事におかれては、下記を参考に基本方針を作成及び実施することとし、貴管内の振興山村市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

なお、「山村振興対策運営要綱」（平成12年 4 月 1 日付け12国地山第21号国土庁地方振興局長通知）及び「山村振興法第12条の保全事業等の計画の認定等について」（平成12年 6 月 1 日付け12国地山第129号国土庁地方振興局長通知）は、廃止する。

記

1 基本方針の作成及び提出

(1) 基本方針の作成

都道府県は、当該都道府県における法第 7 条第 1 項に基づいて指定された山村（以下「振興山村」という。）の振興を図るために基本方針を作成することができる。

なお、基本方針の内容は、おおむね法第 7 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項とし、作成に当たっては、別紙様式 1 を参考とされたい。

(2) 基本方針の提出

都道府県は、基本方針を作成したときは、法第7条の2第5項の規定に基づき、直ちに、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣（以下「主務大臣」という。）に提出するものとする。

また、別紙様式1の山村振興基本方針書（以下「基本方針書」という。）は、A4版の紙を用い横書きとされたい。

主務大臣は、基本方針の提出があったときは、関係行政機関の長に通知するものとする。

(3) 基本方針の変更

基本方針の変更にあたっては、別紙様式1に準じて基本方針を変更するものとし、変更の理由を記載した書類を添付する。

このほか、基本方針を変更しようとするときは、(2)に準じて行うものとする。

2 山村振興計画の作成及び協議

(1) 計画の作成

振興山村の区域を管轄する市町村（以下「振興山村市町村」という。）は、当該振興山村について法第8条第1項に規定する山村振興計画を作成することができる。

なお、当該振興山村の現状と動向等について正確に把握するため、既存の資料を活用するほか、必要に応じ基礎的な事項を明確にするための基礎調査を行うよう留意されたい。

(2) 計画の内容

① 山村振興計画の内容

山村振興計画の内容は、おおむね法第8条第2項各号に掲げる事項とし、作成にあたっては、別紙様式2-1（山村振興計画の一部を変更（以下「一部変更」という。）しようとする場合には別紙様式2-5）を参考とされたい。

なお、山村の有する多面にわたる機能を十分に発揮させる観点から、法第2条の2第1項に規定する森林等の保全を図ることを十分に考慮されたい。

また、振興山村の振興上、特に必要と認められる施設については、当該振興山村の区域を越えてこれを計画の内容の一部とすることができる。

② 産業振興施策促進事項の内容

産業振興に関する施策をさらに充実させるために、山村振興計画を作成する振興山村市町村は、当該山村振興計画に記載した法第8条第2項第3号に掲げる事項に関して、同条第3項に規定する産業振興施策促進事項を定めることができる。

産業振興施策促進事項を記載する場合には、別紙様式2-1の山村振興計画書（以下「計画書」という。）の「V. 産業振興施策促進事項の記載について」において、産業振興施策促進事項を別添として記載することを明らかにするとともに、別紙様式2-2を添付されたい（法第8条第6項第1号に規定する森林資源活用型地域活性化事業を実施する場合には、当該事業を実施する事業者ごとに作成した別紙様式2-3を、同項第2号に規定する補助金等交付財産活用事業を実施する場合には、別紙様式2-4を添付されたい）。

(3) 計画の協議

① 振興山村市町村は、山村振興計画の作成にあたっては、法第8条第1項の規定に基づき、都道府県に協議し、同意を得るものとする。

- ② また、当該計画に産業振興施策促進事項を記載する場合には、当該振興山村市町村は、都道府県に協議する前に、同条第7項に基づき、主務大臣に協議するものとし、同意を得た後に①の都道府県との協議を行うものとする。
- ③ ①の都道府県との協議のため、別紙様式3-1の参考資料（一部変更しようとする場合には別紙様式3-2。以下同じ。）を添付されたい。当該参考資料には、山村振興計画達成のために必要と考える事業を記入すること。
- ④ 計画書及び別紙様式は、A4版の紙を用い、横書きとし、計画書、別紙様式及び参考資料はまとめて一冊とされたい。
- ⑤ 計画書（一部変更しようとする場合には別紙様式2-5）及び参考資料に記載する振興山村名は、当該計画を作成する区域の振興山村名とする。
また、指定番号は、当該振興山村市町村の振興山村指定番号（法第7条第4項に基づく官報公示された指定番号）を記載する（変更の場合は、作成年度の下に括弧書きで変更年度を記載する。）。

(4) 計画の提出

作成された山村振興計画については、都道府県において取りまとめの上、主務大臣にこれを提出するものとする。その際、振興山村市町村は、都道府県の同意文書の写しとともに、別紙様式3-1（一部変更しようとする場合には別紙様式3-2）を添付されたい。

また、振興山村市町村は、森林資源活用型地域活性化事業が記載された山村振興計画について都道府県の同意を得たときには、その旨を森林資源活用型地域活性化事業の実施主体に通知するとともに、都道府県の同意文書、計画書、別紙様式2-2及び当該実施主体に係る別紙様式2-3の写しを実施主体に送付するものとする。

主務大臣は、山村振興計画の提出があったときは、関係行政機関の長に通知し、当該関係行政機関の長から意見の申し出があった場合には、これを聴取するものとする。

(5) 計画の変更

山村振興計画を変更しようとするときは、(3)及び(4)に準じて行うものとする。ただし、施行規則第6条に規定する軽微な変更については、協議を要さないものとする。

3 基本方針及び山村振興計画の作成上留意すべき事項

基本方針及び山村振興計画の作成に当たっては、法第3条に掲げる山村振興の目標及び法第18条から第21条の4までの配慮事項に留意することとし、次に掲げる事項を参考とされたい。

なお、基本方針の作成に当たっては、広域的な観点からの記載となるよう留意されたい。

- ① 個々の振興山村が置かれている条件の違いを念頭に置きつつ、地域の個性と活力を最大限に発揮させるとともに、新たな山村における暮らしを再構築していく視点
- ② 地域の特性を生かした産業の育成による就業機会の創出、住民の福祉の向上等を通じた魅力ある地域社会の形成及び地域間交流の促進等を図ることにより定住者を確保するという視点
- ③ 国民の多様な生活様式に対応できる、緑豊かな自然環境やうるおいのある生活空間、伝統文化等山村の有している良さを見直し、これを伸ばしていくという視点

- ④ 交通基盤等の整備に当たっては、道路網の整備の充実や遅れている生活道路について一定水準を確保する視点と今後の集落の動向等を踏まえた計画的な整備並びに高齢者及び児童・生徒等の住民の日常生活に不可欠な交通サービスの確保
- ⑤ 情報流通の円滑化及び通信体系の充実に当たっては、高度情報通信ネットワークを含む情報通信基盤整備の推進及び山村地域の情報を都市住民のニーズに合わせて効果的に発信するための多様な情報の集積と人材の育成
- ⑥ 農林業の振興に当たっては、農業経営の法人化など多様な経営形態の展開、新規参入の促進等の条件整備を含めた担い手の育成・確保
また、国土・自然環境の保全、水源のかん養等の観点からの森林・農用地の適切な管理
- ⑦ 山村が有している多様な地域資源の活用にあたっては、農林水産物等の生産から製造・加工・販売までを地域が担う体制の構築、地域の木材を地域で利用する体制の構築及び再生可能エネルギーの利用に係る利益を地域に還元する体制の構築を進めるとともに、それらを担う人材の育成を図る視点
- ※ 基本方針書の「Ⅲ．振興の基本方針及び振興施策」の「⑤地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項」、山村振興計画書の「Ⅳ．振興施策」の「⑤地域資源の活用に係る施策」に対応。
- ⑧ 集落機能の維持を始め、農林業等の地場産業、伝統工芸、伝統芸能等幅広い分野における人材の育成・確保
- ⑨ 男女が共に働きやすい環境の整備及び各種組織における意思決定システム、各種施設の運営等、多様な社会・経済活動への女性の参画の促進
- ⑩ 医療体制の整備にあたっては、基礎的・基本的医療の確保を目指した地域医療機関等の整備
また、地方都市等との地域連携を進め、健康増進から疾病の予防、治療、リハビリテーションに至る医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む）の整備等包括的な医療供給体制の充実
- ⑪ 高齢者にやさしい生活環境の整備及び高齢者が安全に安心して社会参加活動等を行えるような山村づくりの推進
また、介護給付等対象サービスに従事する者の確保、介護施設の整備及び提供される介護給付等対象サービス等の内容の充実等の推進
- ※ 基本方針書の「Ⅲ．振興の基本方針及び振興施策」の「⑧高齢者福祉施策に関する基本的事項」、山村振興計画書の「Ⅳ．振興施策」の「⑧高齢者福祉施策」に対応。
- ⑫ 生活排水処理施設等の生活環境の整備を通じた水源地域における水質保全、都市住民による農林漁業体験等の都市との交流の推進
- ⑬ 住民主導の環境整備の推進及び地域ぐるみの取り組みを通じた美しい山村づくりの推進
また、統一された理念、目標の下に、周囲の自然環境及び景観と調和のとれた計画的な土地利用、デザインづくり
- ⑭ 定住促進団地整備及び既存住宅の活用等を通じたＵＩターン等の受け入れに必要な住宅の確保
また、ＵＩターン等を通じた地域コミュニティの維持・形成
- ⑮ 高品質な公的サービスを効率的に提供するため、規模のメリットが大きく働く施設については、利用者数や施設までのアクセス、費用負担等を勘案した広域的な観点から連携を図った整備の推進
- ⑯ 山村に居住する子供の通学に対する支援の充実等の山村における教育環境の整備
- ⑰ 豊かな自然環境、人情の厚い生活習慣、伝統文化等を生かした自然体験・生活

体験学習の場を山村外に居住する子供に提供するためのソフト・ハード両面にわたる総合的な受け入れ体制の整備

⑱ 都市と山村との間の交流の促進、公衆の保健又は教育のための森林の利用の促進等

⑲ 鳥獣被害防止施設の整備及び農林漁業関係団体との連携強化等を通じた鳥獣による被害の防止対策の推進

4 基本方針及び山村振興計画の公表

都道府県又は振興山村市町村は、基本方針又は山村振興計画を作成したときは、これを公表するよう努めるものとする。

5 山村振興指針の勧告

主務大臣は、基本方針の作成に関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長に協議して当該都道府県における振興山村の振興に関する基本的な指針を定め、関係都道府県に勧告することができる。

6 政府による調査

政府は、4の勧告その他法の目的達成のための措置に必要な調査を行うものとする。

7 山村振興計画の実施

山村振興計画の実施に当たっては、個々の山村の置かれている経済的、社会的条件等を踏まえ、行政、団体、住民、企業等の多様な主体の参加と連携を確保しつつ、その円滑な実施に努めるよう留意されたい。

なお、法第10条第3項に規定する振興山村に係る山村振興計画の実施に当たっては、当該振興山村の振興のために特に重要と認められる事業の円滑な実施が促進されるよう配慮されたい。

〔別紙様式 1〕

山村振興基本方針書

都 道 府 県 名	
作 成 年 度	

I 地域の概況

当該都道府県の振興山村における地理、地勢、気候等の自然条件、人口の動向、産業構造等社会的及び経済的条件等の概況を記載する。

II 現状と課題

当該都道府県内の振興山村について、これまでの山村振興対策の実施状況と課題等について記載する。

III 振興の基本方針及び振興施策

各施策の基本的な事項としては、当該都道府県の振興山村の現況等を踏まえた基本的な方針とこれを実現させていくために必要となる施策及び取組等について、できる限り具体的に記載する。

（方針事項）

- ① 交通施策に関する基本的事項
- ② 情報通信施策に関する基本的事項
- ③ 産業基盤施策に関する基本的事項
- ④ 経営近代化施策に関する基本的事項
- ⑤ 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項
- ⑥ 文教施策に関する基本的事項
- ⑦ 社会、生活環境施策に関する基本的事項
- ⑧ 高齢者福祉施策に関する基本的事項
- ⑨ 集落整備施策に関する基本的事項
- ⑩ 国土保全施策に関する基本的事項
- ⑪ 交流施策に関する基本的事項
- ⑫ 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項
- ⑬ 担い手施策に関する基本的事項
- ⑭ 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項
- ⑮ その他施策

（記載上の留意事項）

- ・ ①及び③においては、基幹的な市町村道又は基幹的な農道、林道及び漁港関連道の代行整備についての都道府県の方針について記載する。
- ・ その他地域の活性化に関し必要な施策については、⑮その他施策に記載する。

IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

Ⅲの振興施策の実施に当たり、他の法令の規定による地域振興に関する計画、広域的な経済社会生活圏の整備等に関する計画その他当該地方公共団体における諸施策との関連について記載する。

〔別紙様式 2 - 1〕

山村振興計画書

都道府県名	市町村名	作成年度
振興山村名		
指定番号		

I. 地域の概況

当該振興山村における地理、地勢、気候等の自然的条件、人口の動向、産業構造等の社会的及び経済的条件等の基本的事項について記載する。

II. 現状と課題

①これまでの山村振興対策の評価と問題点、②山村における最近の社会、経済情勢の変化、③山村における森林、農用地等の保全上の問題点、④山村における新たな課題等について記載する。

III. 振興の基本方針

これまでの対策の成果を基礎として、次の項目について記載する。

- ① I の地域の概況を踏まえた、当該振興山村の自然的、社会的及び経済的条件の特徴と抱える問題点等
- ② 当該振興山村の特性を生かした地域活性化の方針及び森林、農用地等の保全の方針
- ③ 山村振興の目標を達成するための主な方法（交通・情報通信基盤の整備、地域資源の活用等による産業の振興、生活環境等の整備、担い手の育成・確保、森林・農用地等の管理、広域連携、都市との交流、教育環境の整備、高齢者の福祉等）

（記載上の留意事項）

最後に、基本方針を達成するための重点振興施策を重要度の高い順に箇条書きにする。

IV. 振興施策

山村振興法第 8 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事項に関し、III に基づき、国及び都道府県の助成に係る施策並びに振興山村市町村が単独で行う施策で、実施可能なものを内容とする。

（記載上の留意事項）

1. 国の直轄施策（公団等が行う事業を含む。）は除外する。
2. 施策を次の事項に区分し、現状及び問題点、その対策等について、主要な例を挙げながら記載する。
 - ① 交通施策
 - ② 情報通信施策
 - ③ 産業基盤施策
 - ④ 経営近代化施策

- ⑤ 地域資源の活用に係る施策
- ⑥ 文教施策
- ⑦ 社会、生活環境施策
- ⑧ 高齢者福祉施策
- ⑨ 集落整備施策
- ⑩ 国土保全施策
- ⑪ 交流施策
- ⑫ 森林、農用地等の保全施策
- ⑬ 担い手施策
- ⑭ 鳥獣被害防止施策
- ⑮ その他施策

- 3. 計画しない施策がある場合は、その施策区分の番号は欠番とする。
- 4. 2の①及び③で基幹的な市町村道又は基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備が行われる場合は、その旨記載する。
- 5. 山村活性化支援交付金に係る事業の実施を予定する市町村については、⑤に関連する内容を記載する。
- 6. 2の⑦で消防施設の整備を計画する場合は、その旨記載する。
- 7. 2の⑧については、整備の対象となる地区名（対象地区を的確に表し得る名称）及び対象戸数を記載する。
- 8. 国有林野の活用を計画する場合は、活用を行う施策にその旨記載する。
- 9. 交通施策等で振興山村の区域を越えた地域を対象とするものについては、整備の対象となる施設名を記載する。
- 10. その他地域の活性化に関し必要な施策については、⑮その他施策に記載する。

V. 産業振興施策促進事項の記載について
産業振興施策促進事項の記載の有無について記載する。

産業振興施策促進事項の記載	記入欄（該当する欄に○を記入）
記載あり（別紙様式2－2）	
記載なし	

VI. 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連
IVの振興施策の実施に当たり、他の法令の規定による地域振興に関する計画、広域的な経済社会生活圏の整備等に関する計画その他当該地方公共団体における諸施策との関連について記載するとともに、当該振興山村内に特定の区域（都市計画区域、自然公園等）が所在する場合は、関係する法令等との関連について記載する。

〔別紙様式 2－2〕

産業振興施策促進事項

I. 産業振興施策促進区域

産業振興施策促進事項の対象とする地区を記載する。

II. 産業振興施策促進期間

（記載例）産業振興施策促進事項に掲げられた取組については、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで行うこととする。

III. 産業振興施策促進区域における産業の振興を促進する上での課題

（１）○○市（町・村）の産業の現状

振興山村市町村の商工業、農林水産業等の産業を取り巻く状況について、現状を簡潔に記載する。

（２）○○市（町・村）の産業振興を図る上での課題

（１）の現状を踏まえ、対象地区の産業の振興に向けた課題について、簡潔に記載する。

IV. 産業振興施策促進区域において振興すべき業種

産業振興施策促進事項の対象とする事業が属する業種について記載する。

V. IVの業種を振興するために行う取組の内容及び関係団体との役割分担等に関する事項

IVに記載した業種の振興を図るため、振興山村市町村が実施する取組、関係団体が実施する取組、関係団体が連携して行う取組を記載する。

※ 法第 8 条第 6 項第 1 号に規定する森林資源活用型地域活性化事業を実施する場合又は同項第 2 号に規定する補助金等交付財産活用事業を実施する場合には、当該事業を実施する旨を記載した上で、別紙様式 2－3 又は別紙様式 2－4 を添付する。

VI. 産業振興施策促進事項の目標

産業振興施策促進期間の終期における到達目標を記載する。

〔別紙様式 2 - 3〕

森林資源活用型地域活性化事業について

I. 事業者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）及び住所又は主たる事務所の所在地

II. 事業の目標

III. 事業の内容

1 具体的な実施内容

2 年度別計画

		年度別の生産量及び売上高（千円）					
林産物名 ・商品名		年度	年度	年度	年度	年度	目標 (年度)
	生産量 売上高						
	生産量 売上高						
合計							

（注）複数の林産物・商品がある場合は、必要に応じて欄を設けて記載する。

IV. 実施期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

※ 実施期間の開始日は、主務大臣との正式な協議を行うために振興山村市町村が国に山村振興計画を提出する際の提出日を記載する。

V. 森林資源活用型地域活性化事業の用に供する施設の種類及び規模（当該施設を整備しようとする場合）

施設の種類	施設の規模・能力等	施設の所在地

(注) 施設の規模・能力等の単位については、該当する施設に応じた適切な単位を使用する。

VI. 当該事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

年度	用途 (機械・施設等の種類)	資金調達先別金額 (千円)					
		自己資金	林業・木材産業改善資金	その他借入金	その他(補助金等)	合計	備考
合計							

(注) 借入金、補助金等については、計画申請時点における予定を記載する。

(備考)

森林資源活用型地域活性化事業を実施する事業者ごとに作成する。

〔別紙様式 2－4〕

補助金等交付財産活用事業について

1 補助金等交付財産の名称	
2 現行の用途	
3 補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称	
4 補助金等交付財産の処分の方法	
5 実施主体に関する事項	
6 補助金等交付財産の処分後の用途	

※ 「5 実施主体に関する事項」においては、補助金等交付財産について、処分後に当該財産を利用する実施主体の名称を記載する。

その際、実施主体が決定していない場合には、実施主体の決定のスケジュールを記載する（例：○月○日プロポーザル／○月○日 実施主体の決定）。

〔別紙様式 2－5〕

山村振興計画の一部変更計画

都道府県名	市町村名	作成年度 (変更年度)
振興山村名		
指定番号		

I. 山村振興計画の変更理由
道路の整備、消防施設の整備、集落の整備等に関し、山村振興計画を変更することとなった理由を記載する。

II. 山村振興計画の変更

1. 第8条第2項に掲げる事項に係る変更		
事項	変更後	変更前
交通施策		
産業基盤施策		
社会、生活環境 施策		
集落整備施策		
担い手施策		
2. 第8条第3項に規定する産業振興施策促進事項に係る変更		
事項	変更後	変更前
産業振興施策促進区域		
産業振興施策促進期間		
産業振興施策促進区域において振興すべき業種		

(記載上の留意事項)

1. 新たに、基幹的な市町村道又は基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備が行われる場合には、「交通施策」又は「産業基盤施策」に、その旨記載する。
2. 社会福祉施設又は消防施設の整備をしようとする場合には、「社会、生活環境施策」に、その旨記載する。
3. 集落整備に関する事業を行おうとする場合には、「集落整備施策」に、その旨並びに整備の対象となる地区名及び対象戸数を記載する。

〔別紙様式 3 - 1〕

参 考 資 料

都道府県名	市町村名	作成年度
振興山村名		
指 定 番 号		

参考資料は、山村振興計画の協議に当たり参考に供するものであり、振興山村市町村において、計画を達成するため必要と考える事業（振興事業）の概要を内容とする。

I. 振興事業の概算事業量及び概算事業費

施策区分	事業名 (施設名)	事業主体 名	概算事業 量	概 算 事 業 費	備 考
1. 交通 施策 ・ ・ ・ 小計				千円	
合 計					

（記載上の留意事項）

1. 「施策区分」欄は、計画書Ⅳの留意事項 2 による。
2. 事業名に、記載事業に従って通し番号をつける。
3. 「交通施策」又は「産業基盤施策」で、基幹的な市町村道又は基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備が行われる場合は、事業名欄の該当する事業に「基幹的な町道（農道、林道等）〇〇線」と記載するとともに、備考欄に「山村代行」と記載する。
4. 振興山村の区域外の区域で実施される事業については、事業名欄に「広域的な〇〇事業」と記載する。
5. 「事業主体名」欄は、都道府県、市町村、団体（農業協同組合、森林組合、第 3 セクター等）を記載する。
6. 実施中の事業については、備考欄に「実施中」と記載する。
7. 森林、農用地等の保全施策については、関係する他施策の備考欄に「保全」と記載することとし、それらについては、森林、農用地等の保全施策欄に合計値を再掲する。

II. 振興事業説明図

A 4 版に収まる程度の略図を作成し、事業名欄の通し番号を記載することにより、振興事業の実施個所を明らかにする。

III. 前回の計画の実績と今回の計画との関連

(A) 施策区分	前回の計画		今回の計画		(D) 構成比		備 考
	(B) 計画額	実績額	(C) 計画額	(C)/(B)	前 回	今 回	

	千円	千円	千円	%	%	%	
合 計							

(記
 載上の留意事項)
 ((A) 欄の区分は I による。)

〔別紙様式 3 - 2〕

参 考 資 料

都道府県名	市町村名	作成年度 (変更年度)
振興山村名		
指定番号		

I. 計画変更に係る事業の概算事業量等

変 更 後					変 更 前				
施策区分	事業名	概算事業量	概算事業費	備 考	施策区分	事業名	概算事業量	概算事業費	備 考
小計			千円		小計			千円	
計					計				

(記載上の留意事項)

1. 計画変更のある振興施策項目（「交通施策」、「産業基盤施策」、「社会、生活環境施策」、「集落整備施策」等）の全ての事業について記載することとし、小計及び計（全振興施策項目の事業の総計）を記載する。
2. 新たに、基幹的な市町村道又は基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備が行われる場合には、「交通施策」又は「産業基盤施策」の事業名欄の該当する事業名に「基幹的な町道（農道、林道等）〇〇線」のように区分して記載する。

II. 振興事業説明図

A 4 版に収まる程度の略図を作成し、計画変更に係る事業の実施個所を明らかにする。

III. 前回の計画の実績と今回の計画との関連

(A) 施策区分	前回の計画		今回の計画		(D) 構成比		備 考
	(B) 計画額	実績額	(C) 計画額	(C)/(B)	前 回	今 回	
	千円	千円	千円	%	%	%	
合計							

(記載上の留意事項)

計画変更のある振興施策項目について記載する。